

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 分割調剤について質問です。注射薬が14日分処方されている処方せんを受け付けたのですが、その注射薬は長期保存が困難であるため、1度に交付できるのは数日分です。内服薬以外であっても分割調剤を行うことはできるのでしょうか。また、その場合、2回目以降の調剤基本料や調剤料はどのように考えるのでしょうか。(匿名希望)

A 注射薬であっても分割調剤を行うことは可能です。ただし、ご質問のケースにおいては、分割調剤の2回目以降に算定できる調剤基本料や調剤料(無菌製剤処理加算は除く)はありません。

分割調剤は、処方薬の長期保存が困難である場合や、患者が初めて当該後発医薬品を試用する場合などに行うことが認められており、医薬品の種類(内服薬、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬、外用薬)の違いによる実施の可

否はありません(表1)。ただし、その際に算定できる点数(調剤報酬)については若干違いがあります。

分割調剤を行う場合、調剤基本料については、処方せん受け付け時(分割調剤の1回目)に40点(または24点)を算定しますが、それ以降(分割調剤の2回目以降)は、分割調剤を行う理由によって取り扱いが異なります。具体的には、①処方せんに記載された投与日数が14日分を超えており、かつ、処方薬の長期保存の困難性などが理由である場合には、「2回目以降の調剤」に1分割調剤につき5点を算定することが可能であり、②後発医薬品の試用を目的とする場合には、「2回目の調剤に限り」5点を算定することが可能です。

ご質問のケースは、処方薬の長期保存の困難性を理由とする分割調剤ですが、処方せんに記載されている投与日数は14日分を超えていないことから、2回目以降に5点を算定することはできません。

表1 分割調剤を行う場合

【調剤報酬点数表】

区分00 調剤基本料(処方せんの受付1回につき)40点

注1~3 略

4 長期投薬(14日分を超える投薬をいう。以下同じ。)に係る処方せん受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。

〈以下、略〉

5 後発医薬品に係る処方せん受付において、当該処方せんの発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。

〈以下、略〉

(2012年3月5日、厚生労働省告示第76号(別表第3)より抜粋)

処方・調剤・ 保険請求の Q & A

一方、調剤料の取り扱いについては、算定する調剤料の区分によって異なります。ご質問のケースは注射薬ですので、ここでは内服薬や外用薬などについては割愛しますが、注射薬の場合は「調剤数にかかわらず、所定点数を算定する」とされていますので、処方せん受け付け時にしか調剤料(26点)を算定することができず、したがって2回目以降は0点となります。ただし、無菌製剤処理加算に該当する場合には、分割調剤の都度、1日分の調剤につき40点(中心静脈栄養法用輸液)または50点(抗悪性腫瘍剤)を算定することが可能です。

また、分割調剤に係る調剤基本料として5点を算定した場合には、処方せんを交付した保険医療機関に対して、分割調剤を行うことを照会(処方薬の長期保存の困難性などを理由とする場合)もしくは分割調剤を行った旨を連絡(後発医薬品の試用を目的とする場合)するとともに、調剤録に分割調剤を行った理由を記入することが求められていますので、忘れないようにしましょう。

Q 分割調剤は、調剤した薬剤の長期保存が困難である場合や後発医薬品の試用が目的である場合に可能ですが、それ以外の場合には認められないのでしょうか。
(匿名希望)

A 「その他の理由」である場合についても認められています。

分割調剤を行うケースとして、①処方薬の長期保存が困難である場合、②患者が初めて当該後発医薬品を試用する場合が示されていますが、これらは主な例示として挙げられているものです。

これ以外のケースとして、特に具体的な事例が示されているわけではありませんが、算定要件では「薬剤の保存が困難であること等」として、「その他の理由」(厚生労働省通知)による分割調剤もあり得ることを明示しています(表2)。

ただし、説明するまでもありませんが、この意味は、薬局側の一方的な都合(例えば、備蓄量が足りないなど)により分割調剤を行うことを認めるというものではありません。

表2 分割調剤を行う理由

区分00 調剤基本料 (1)～(6) 略 (7) 「注4」については、長期投薬(14日分を超える投薬をいう。以下同じ。)に係る処方せんによって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難 <u>その他の理由</u> によって分割して調剤する必要があり、分割調剤を行った場合で、1処方せんの2回目以降の調剤を同一の保険薬局において2回目以降行った場合に算定する。 〈以下、略〉 (厚生労働省保険局医療課長「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (2012年3月5日、保医発0305第1号))
--